平成２８年（フ）第３０号
石川県加賀市松が丘３丁目17番地12
債務者　寺田　　充
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第３１号
石川県加賀市松が丘３丁目17番地12
債務者　寺田　宏美
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第２６号
山梨県大月市富浜町鳥沢2390番地７
債務者　安藤　麻美
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第６６号
兵庫県川西市花屋敷１丁目26番10号　ＲＩＯ花屋敷204号、住民票上の住所兵庫県川西市清和台東４丁目３番地の２　９－401
債務者　安井かおり
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１５１号
千葉県流山市江戸川台西２丁目210番地　メゾン江戸川台102
債務者　石渡　光久
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１５２号
千葉県流山市江戸川台西２丁目210番地　メゾン江戸川台102
債務者　石渡美栄子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１９１号
千葉県柏市豊四季222番地４　レオパレスシティーＢ－204号
債務者　岩本　敬子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第９８号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目237番地５スターフィールド205
債務者　小野　理恵（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１００号
埼玉県春日部市梅田１丁目８番37号　梅田ハイム204号
債務者　遠藤　勇一
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１６３号
埼玉県草加市新善町437番地５　アン・ソレイユⅡ－301号
債務者　北田　加奈
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１８３号
埼玉県草加市弁天５丁目26番９号　サンライズ弁天201号
債務者　高畑志津子
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２７２号
神戸市中央区熊内町５丁目２番35―604号
債務者　岡南美智子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４４号
神奈川県横須賀市東逸見町２丁目４番地ヴィラージュヒル３－Ｃ
債務者　市村　妙子
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１８９号
神奈川県足柄上郡大井町金子1015番地３　ミワハイツ101
債務者　黒木　英樹
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２１５号
神奈川県小田原市国府津2066番地、前住所神奈川県小田原市酒匂１丁目５番８号
債務者　柚木　秀通
1　決定年月日時　平成28年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月29日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２８号
青森県黒石市大字上町９番地１
債務者　山田　隆昭
1　決定年月日時　平成28年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第２６３１号
東京都小平市美園町１丁目８－１－1016
債務者　吉田　敏男
1　決定年月日時　平成28年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部